



平成 28 年 6 月 14 日

株 主 各 位

上場会社名	藤田エンジニアリング株式会社
代表者	代表取締役社長 藤田 実
(コード番号	1770)
問合せ先責任者	取締役経営管理本部長 須藤 久実
(TEL	027-361-1111)

「第 53 期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 28 年 6 月 13 日付でご送付いたしました当社「第 53 期定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】

第 53 期定時株主総会招集ご通知 書面 20 頁、28 頁記載の「(追加情報) 法人税等の税率の変更による影響」について訂正いたします。

(訂正箇所は、下線で表示しております。)

(20 頁訂正前)

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については 30.7%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

なお、この変更に伴う連結計算書類への影響は軽微であります。

(20 頁訂正後)

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.1%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については 30.7%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

なお、この変更に伴う連結計算書類への影響は軽微であります。

(28 頁訂正前)

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.7%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

なお、この変更に伴う計算書類への影響は軽微であります。

(28 頁訂正後)

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.1%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.7%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

なお、この変更に伴う計算書類への影響は軽微であります。

以 上